

あらかじめご確認いただきたい事項について

1	対象機器は業務用途でのご使用でない家庭向けガス機器(コンロ、炊飯器、オーブン、ふろ釜、給湯器、暖房機、乾燥機、TES熱源機等)および温水循環暖房端末機器(床暖房、浴室暖房乾燥機等)となります。ただし、消耗品類、配管設備等は対象外となります。※本契約約款第3条第1項に記載。
2	本契約の対象は、お客さま(ご契約者)のガス使用場所に設置されているお客さま所有の機器のみとなります。 ※賃貸住宅等におけるオーナーさま所有(不動産管理会社による管理を含みます)の機器等は、本契約の対象外となります。
3	設置後10年をこえる対象機器の修理部品費はお客さまのご負担となります。
4	1回あたりの修理金額が55,000円(税込)をこえる場合、55,000円をこえた金額はお客さまのご負担となります。 ※1台の対象機器において1回の修理依頼に対する作業完了までの修理対応となります。
5	対象機器の修理部品の入手が不可能な場合や経年劣化が著しく進んだ対象機器で安全面の観点から当社が安全性を確保できないと判断した場合は、修理対応の対象外となり、買い替えをお勧めすることがあります。
6	修理作業に危険が伴う場所、修理作業が困難な狭所等に設置されている対象機器や温泉水、井戸水、地下水等を給水したことに起因する故障の修理は保証の対象外となり、修理費用のすべてが有料となります。
7	初年度契約開始年月日より1年以内での解約は原則できません。初年度開始年月日より1年経過後はお客さまからのお申出により解約することができます。その際の解約日はお客さまから解約のお申出を受付した日の属する月の翌月末日となります。なお、お客さまからのお申出による解約後、1年間は再加入できません。
8	当社との間でガス小売契約を解約(当社が指定する事業者とガス使用契約を締結しているお客さまを除く)された場合は、同時に本契約も終了となります。
9	京葉ガスサービスショップ(当社または業務委託先)以外に修理をご依頼された場合、本契約は適用されません。
10	本契約に付帯して提供するサービスの内容は、別途利用規約等により定めるものとし、無料範囲をこえる作業費および修理部品費はお客さまのご負担となります。